

◆◆◆目次◆◆◆

1. 11月「過労死等防止啓発月間」です
2. 「労働保険」の手続きはお済みですか
3. 厚生労働省「建設労働者緊急育成支援事業」について

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

1. 11月「過労死等防止啓発月間」です

近年、過労死等が多発し大きな社会問題となっており、過労死等防止は喫緊の課題となっている中で、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

◆厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp>

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

2. 「労働保険」の手続きはお済みですか

「労働保険」は、「労災保険」と「雇用保険」の総称で、農林水産業の一部を除き、労働者を雇用する事業場は、すべて加入しなければなりません。

しかし、商業・サービス業等の新規開拓事業場や小規模・零細事業場を中心に手続きを行っていない事業場が見られます。

加入手続きを行っていない事業主の方は、すぐに手続きをしましょう。

また、平成29年1月より、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となり「資格取得届」の提出が必要になりますので確認しましょう。

- ◆問い合わせ先
- ・岐阜労働局総務部労働保険徴収室 (TEL: 058-245-8115)
 - ・最寄りの労働基準監督署・ハローワーク・労働保険事務組合

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

3. 厚生労働省「建設労働者緊急育成支援事業」について

「建設労働者緊急育成支援事業」は、建設業での就業を希望している、離転職者、新卒者、未就職卒業者等を対象として、「職業訓練生の募集」、「職業訓練の実施」、「建設企業への就職支援」をパッケージとして実施しています。

職業訓練は、コースを多数用意しており、建設業で働くための基礎的な技術習得や資格取得がすべて無料です。ぜひ本事業をご活用ください。

○本事業のポイント

1. 訓練費、資格取得費、高等日・宿泊費のすべて無料（食費は自己負担）
2. 職業訓練コースは多数あり（取得できる資格、コース日数等も異なります）、自分にあったコースを全国のコースから選択できます（遠方からの参加でも交通費・宿泊費が無料なので安心）

◆委託者：厚生労働省 受託者：一般財団法人建設業振興基金

◆申込・問合せ先代表窓口 （一財）建設業振興基金 TEL：03-5473-4589

◆（一財）建設業振興基金 HP：「建設業 ウェルカム」で検索

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/kunren/>

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。